

東浦町公正入札調査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、工事又は物品の購入、その他の契約の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、東浦町公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 副町長

副委員長 委員のうちから委員長が指名するもの

委員 東浦町部制条例（昭和56年東浦町条例第2号）第1条に規定する部の長及びこれらに相当する者

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合、委員長が召集し、速やかに会議を開くものとする。但し、緊急やむ得ない事情があり、会議を開くことが出来ない場合は、委員長は書類の回議をもって会議に替えることが出来るものとする。

(審議・調査事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議・調査する。

(1) 事情聴取実施の可否

(2) 抽選による入札実施の可否

(3) 入札の中止・延期及び契約解除の有無

(4) 公正取引委員会及び報道機関への対応

(5) その他、入札の公正な執行を妨げる恐れのある場合の対応

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

2 東浦町公正入札調査委員会設置要領（平成7年6月5日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。